平成２３年（フ）第２１２号
福井市大島町柳507番地　コーポ柳305、旧住所福井県鯖江市東米岡２丁目２番25―１号
債務者　村田なみ江
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番６号シャルム南台201
債務者　山田　純一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２８号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目14番１号ジュネス塚口103号
債務者　山口　将樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―913号
債務者　青野　純子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５５号
兵庫県西宮市段上町６丁目７番10号　エトワール段上101号、前住所兵庫県西宮市大森町６番15号
債務者　国本秀子こと　金　　貞仙
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番15―215号
債務者　温水百合子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目10番９―503号
債務者　岩鼻　　博
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５号
山口県美祢市於福町下2191番地２、旧住所山口県下関市清末千房２丁目１番21号
債務者　荒川　智恵
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１９３号
福岡県久留米市三潴町西牟田4623番地　田中団地288号
債務者　深町美千代
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２０２号
福岡県久留米市田主丸町田主丸300番地７
債務者　不老　勝徳
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３９８号
北九州市小倉南区企救丘５丁目18番６号
債務者　渡邉　秀年
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３８号
北九州市小倉南区下曽根新町４番７―705号
債務者　緒方　斉彦
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５４９号
北九州市小倉北区白銀１丁目９番１―201号
債務者　渡邊　京子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５６７号
北九州市小倉北区竪町１丁目６番13―902号
債務者　浦路　達也
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５７０号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目８番22―205号
債務者　野原　節子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５７１号
北九州市小倉北区中井２丁目14番19―503号
債務者　城戸　一利
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５７８号
北九州市小倉南区高野３丁目５番８号
債務者　名田　由美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部